

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則 五九

告 示

〇道路の区域を変更する件 五九
〇道路の供用を開始する件 五九

公 告

〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 五〇
〇特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 五〇

規 則

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。
平成二十八年十月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十七号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第一の規則で定める事務）

第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、B型ウイルス性肝炎又はC型ウイルス性肝炎の患者に対する医療費の助成に關する申請に係る事実についての審査又

はその申請に対する応答に關する事務とする。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
（情報政策課）

告 示

福島県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 矢吹線	西白河郡矢吹町大字根 宿一五〇番一地从先から 同 郡同 町大字鍋 内二七九番一地从先まで	変更前	一一・〇	二四〇・〇
		変更後	一一・〇	二四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道棚倉矢吹線	西白河郡矢吹町大字根宿一五〇番	平成二十八年十月二日

一 地先から
同 郡同 町大字鍋内二七九番
一 地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第二百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十七日
- 二 名称
特定非営利活動法人たまかわ元気スポーツクラブ
溝井 賢一郎
- 三 代表者の氏名
- 四 主たる事務所の所在地
福島県石川郡玉川村大字小高字大谷地七十一番地 たまかわ文化体育館内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の健全な心身の維持・育成のため、日常生活の中でスポーツを楽しむ、技術を高めると共に、ボランティア活動への参加など、全ての世代を通して一体感のある心豊かな地域コミュニティの実現をめざすことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人シャローム
- 三 代表者の氏名
大竹 静子

- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市松川町字東原十七番地の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く市民に対して、障がいの有無に関わりなく、「共生」をテーマに、社会福祉、まちづくり等の実践や政策提言に関する事業を行い、新しい共生社会の構築に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年十月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十一日
- 二 名称
特定非営利活動法人がんばる福島
松村 直登
- 三 代表者の氏名
- 四 主たる事務所の所在地
(変更前) 横浜市旭区左近山四百四十八番地の四第八一七―四百四号
(変更後) 福島県双葉郡富岡町大字上郡山字滝ノ沢百三十三番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、被災者及び一般市民に対して、被災地域の家畜・ペットの保護に関する活動及び除染や広報などの活動を行い、被災地域の復興とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)